

○関市浄化槽設置補助金交付要綱

平成17年2月7日関市告示第21号の6

改正

平成17年8月30日告示第91号
平成18年10月2日告示第125号
平成19年9月3日告示第156号
平成20年8月29日告示第148号
平成24年6月12日告示第190号
平成26年3月24日告示第60号
平成28年4月1日告示第93号の11
令和2年4月1日告示第117号
令和3年3月31日告示第130号
令和3年12月15日告示第367号
令和4年7月28日告示246号

関市浄化槽設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、浄化槽を設置する者に対して補助金を交付することにより、し尿及び生活雑排水による生活環境の悪化並びに公共用水域の水質汚濁の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「浄化槽」とは、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。

2 この告示において「単独処理浄化槽」とは、法第3条の2第1項ただし書に規定するし尿のみを処理する設備又は施設をいう。

3 この告示において「くみ取槽」とは、し尿を便槽に貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便槽（泡又は少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取りをする方式の便槽も含む。）をいう。

(補助金の交付対象となる浄化槽)

第3条 補助金の交付対象となる浄化槽（以下「補助対象浄化槽」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす浄化槽であって、別表区分の欄に掲げる浄化槽のいずれかに該当するものとする。

(1) 処理対象人数が50人以下であること。

(2) 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）が適用される浄化槽であって、同指針に適合するものとして全国浄化槽推進市町村協議会（以下「全浄協」という。）に登録されていること。

(3) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会（以下「全浄連」という。）の機能保証制度又は公益社団法人岐阜県浄化槽連合会（以下「岐浄連」という。）の岐阜県浄化槽生涯機能保証制度の登録を受けていること。

2 補助対象浄化槽を設置する建物に居住用以外の目的に使用する部分がある場合は、当該居住用以外の目的に使用する部分に係る延べ面積を除いた建物に設置された浄化槽として補助金を交付するものとする。

(補助金の交付対象)

第4条 市長は、次に掲げる区域のいずれにも該当しない市内の区域において、居住用の建物（販売の目的で建築された建物を除く。以下「対象住宅」という。）に汚水処理未普及解消に資する浄化槽を設置する事業又は災害に伴い必要となった家屋の建替えに伴う浄化槽の設置及び故障した浄化槽の更新若しくは改築を行う事業（以下「補助事業」という。）を実施する者に予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に基づき策定された公共下水道の事業計画に定める予定処理区域

(2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の4第1項に規定する認可を受けた農業集落排水施設整備事業の計画に定める事業を行う区域

(3) 関市コミュニティ・プラント条例（平成17年関市条例第40号）第2条に規定する処理区域

2 前項各号のいずれかに該当する区域であっても、公共下水道の整備が当分の間（原則として7年以上）見込まれない地域であって、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第14条の8第1項に規定する生活排水対策重点地域に該当する地域及び農業集落排水施設の整備が当分の間（原則として7年以上）見込まれない地域は補助対象とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象者とならない。

(1) 法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者

(2) 対象住宅を賃借している者で、賃貸人の承諾が得られないもの

(3) 市税、介護保険料、市営住宅等の家賃、水道料金、下水道使用料その他の市に納付すべき歳入金を滞納している者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表区分の欄に掲げる浄化槽の設置に要した費用の額とする。ただし、同表規模の欄に掲げる浄化槽の規模に応じて、同表限度額の欄に掲げる金額をその上限とする。

2 市長は、単独処理浄化槽の撤去（単独処理浄化槽を撤去しなければ、補助対象浄化槽を設置できない場合に、当該単独処理浄化槽を撤去して補助対象浄化槽を設置することをいう。以下同じ。）の場合に、当該撤去に要した費用の額（当該額が120,000円を超えるときは120,000円とし、120,000円に満たないときは、その額の1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。）を前項の補助金の額に加算することができる。

3 市長は、くみ取槽の撤去（くみ取槽を撤去しなければ、補助対象浄化槽を設置できない場合に、当該くみ取槽を撤去して補助対象浄化槽を設置することをいう。以下同じ。）の場合に、当該撤去に要した費用の額（当該額が90,000円を超えるときは90,000円とし、90,000円に満たないときは、その額の1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。）を前項の補助金の額に加算することができる。

4 市長は、個人所有の戸建住宅において既設の単独処理浄化槽又はくみ取槽を浄化槽へ転換（家屋を改築し、又は増築する場合を除く。）する場合に、宅内配管工事（浄化槽への流入管、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側構までの放流管に係る工事をいう。）に要した額（当該転換に要した費用の額が300,000円を超えるときは300,000円とし、300,000円に満たないときは、その額の1,000円未満の端数を切り捨てた額とす

る。)を第1項の補助金の額に加算することができる。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、関市浄化槽設置補助金交付申請書(別記様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、補助事業に着手する日から起算して11日前又は補助金の交付の申請をした日が属する年度(以下「申請年度」という。)の1月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が対象住宅を賃借している者であるときは、賃貸人の承諾書
- (2) 浄化槽設置届出書又は浄化槽設置通知書の写し
- (3) 補助事業に係る工事請負契約書の写し
- (4) 浄化槽単体及びその設置に要する費用の明細書及び見積書の写し(補助の対象となる部分に限る。)
- (5) 全浄協の登録証の写し及び登録浄化槽管理票(市町村提出用)
- (6) 全浄連の機能保証登録証又は岐浄連の生涯機能保証登録証の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは関市浄化槽設置補助金交付決定通知書(別記様式第2号)を、相当と認めなかったときは関市浄化槽設置補助金交付申請却下通知書(別記様式第3号)を申請者に送付する。

3 前項の規定による補助金交付の決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付申請書の内容を変更しようとするとき又は交付申請書に係る浄化槽の設置を中止しようとするときは、関市浄化槽設置補助金交付申請変更等承認申請書(別記様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請を承認するかどうかを決定し、関市浄化槽設置補助金交付申請変更等承認(不承認)通知書(別記様式第5号)により交付決定者に通知する。

5 交付決定者は、交付申請書に記載された浄化槽設置工事の完了予定日までに当該工事が完了しないとき又は浄化槽の設置が困難になったときは、速やかにその旨を市長に報告し、その指示に従うものとする。

(完了報告書兼交付請求書の提出)

第7条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、関市浄化槽設置補助金完了報告書兼交付請求書(別記様式第6号)に次に掲げる書類を添付して、補助事業が完了した日から1月を経過した日又は申請年度の3月20日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 法定検査の依頼書又はこれに代わる書類の写し
- (2) 浄化槽の保守点検及び清掃に関する業務委託契約書又はこれに代わる書類の写し
- (3) 合併処理浄化槽設置整備事業の推進体制の強化について(平成元年2月8日付け衛浄第8号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)に定めるチェックリスト
- (4) 浄化槽設置の施工工事写真
- (5) 単独処理浄化槽の撤去工事の作業工程を示す写真(第5条第2項に該当する場合に限る。)
- (6) くみ取槽の撤去工事の作業工程を示す写真(第5条第3項に該当する場合に限る。)

る。)

(7) 浄化槽の設置に係る配管工事の作業工程を示す写真(第5条第4項に該当する場合に限る。)

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金交付決定の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 交付決定者が、この告示の規定に違反したとき。

(2) 交付決定者が、偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。

(3) 前2号に掲げるときのほか、市長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。
(工事の検査等)

第9条 市長は、必要に応じて、交付決定した補助金に係る浄化槽の設置工事の検査及び確認を行うことができる。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成17年2月7日から施行する。

別表(第3条、第5条関係)

区分	規模	限度額
1 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)の除去率が90パーセント以上であり、かつ、放流水のBODが1リットルにつき1日平均20ミリグラム以下である機能を有する浄化槽	5人槽	332,000円(390,000円)
	6人~7人槽	414,000円(474,000円)
	8人~10人槽	548,000円(660,000円)
	11人~20人槽	939,000円(1,002,000円)
	21人~30人槽	1,472,000円 (1,545,000円)
	31人~50人槽	2,037,000円 (2,129,000円)
2 1に該当する浄化槽のうち、放流水の総窒素濃度が1リットルにつき20ミリ	5人槽	360,000円(408,000円)

グラム以下又は総りん濃度が1リットルにつき1ミリグラム以下である機能を有するもの	6人～7人槽	462,000円(492,000円)
	8人～10人槽	585,000円(684,000円)
	11人～20人槽	1,092,000円 (1,164,000円)
	21人～30人槽	1,860,000円 (1,953,000円)
	31人～50人槽	2,496,000円 (2,610,000円)
3 2に該当する浄化槽のうち、BODの除去率が97パーセント以上であり、かつ、放流水のBODが1リットルにつき1日平均5ミリグラム以下である機能を有するもの	5人槽	489,000円(516,000円)
	6人～7人槽	654,000円(696,000円)
	8人～10人槽	903,000円(963,000円)
	11人～20人槽	1,551,000円 (1,650,000円)
	21人～30人槽	2,607,000円 (2,736,000円)
	31人～50人槽	3,501,000円 (3,660,000円)

備考 浄化槽を設置する区域が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条の規定により指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯に該当するときの限度額は、限度額の欄のかっこ書の金額とする。

別記様式第1号 (第6条関係)

年 月 日

関市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

関市浄化槽設置補助金交付申請書

次のとおり関市浄化槽設置補助金の交付を申請します。

記

設置場所	関市
※設置区分	<input type="checkbox"/> 新規設置 <input type="checkbox"/> 単独転換 <input type="checkbox"/> くみ取転換 <input type="checkbox"/> その他
※浄化槽の型式	名称 認定番号 (<input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> 窒素又はりん除去型浄化槽 <input type="checkbox"/> BOD除去型浄化槽)
処理対象人員	人
交付申請金額	円
対象住宅の所有者	本人・共有 人・その他()
対象住宅の用途	専用住宅 (面積 m ²)
	併用住宅 (居住部分の面積 m ²) (その他部分の面積 m ²)
工事着工予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日

備考

- ※印の欄は、該当するものの□にレを付けてください。
- 申請者が借家人のときは、賃貸人の承諾書を添付してください。

別記様式第2号（第6条関係）

関市指令 第 号

関市浄化槽設置補助金交付決定通知書

住所
氏名 様

年 月 日付けで申請のあった関市浄化槽設置補助金の交付については、
金 円を交付することに決定しましたので通知します。

この補助金の交付に係る遵守事項は、次のとおりです。

- 1 交付の目的以外の目的に支出しないこと。
- 2 交付の目的以外の目的に支出したときは、交付された補助金を返還すること。

年 月 日

関市長 印

別記様式第3号 (第6条関係)

関市指令 第 号

関市浄化槽設置補助金交付申請却下通知書

住所
氏名 様

年 月 日付けで申請のあった関市浄化槽設置補助金の交付については、
次のとおり申請を却下しましたので通知します。

記

- 1 申請のあった浄化槽の型式等
- 2 却下理由

年 月 日

関市長 印

年 月 日

関市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

関市浄化槽設置補助金交付申請変更等承認申請書

年 月 日付け関市指令 第 号で交付決定を受けた関市浄化槽設置補助金について、申請内容を次のとおり変更(中止)したいので、その承認を申請します。

記

- 1 申請区分 変更・中止
- 2 変更の内容
- 3 変更(中止)の理由

別記様式第5号 (第6条関係)

関市指令 第 号

関市浄化槽設置補助金交付申請変更等承認(不承認)通知書

住所
氏名 様

年 月 日付けで変更等承認申請のあった関市浄化槽設置補助金については、申請のとおり変更(中止)することを承認しましたので(承認することができませんので)、通知します。

不承認の理由

年 月 日

関市長 印

年 月 日

関市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

関市浄化槽設置補助金完了報告書兼交付請求書

年 月 日付け関市指令 第 号で交付決定を受けた関市浄化槽設置補助金に係る浄化槽の設置が完了したので、関係書類を添えて報告し、併せて補助金の交付を請求します。

記

- 1 設置完了日 年 月 日
2 請求金額 金 円
3 振込先

金融機関名	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協			本店 支店
預貯金種別	普通・当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義人				